

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

今日、“はむら”という地域にあっても、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加、世帯人員の減少、核家族化などが進行しています。そうした社会状況とともに、多くの人々にとっての生活のよりどころである家族のつながりや地域のつながりの希薄化、人間関係をつくる力の低下などにより地域の福祉力が弱まり、孤立・孤独などの問題が顕在化しつつあります。

このような変化の要因は様々ですが、なかでも社会・経済環境や人々の意識の変化をあげることができます。地域においても、従来は深く立ち入ったつながりを求める人々が多く見られましたが、最近では、適度に距離を置いたつながりが求められるようになってきています。

こうした個人々の意識の変化、子ども、夫婦、老親に対する扶養意識や家族に求められる役割の変化とともに、町内会・自治会加入率の低下をはじめとして地域で暮らす人々との多様な関わりを通じた「理解や共感する力」が弱まり、その結果、地域のつながりが希薄化するとともに、孤立や孤独化しやすい人々の増加にもつながっていると考えられます。

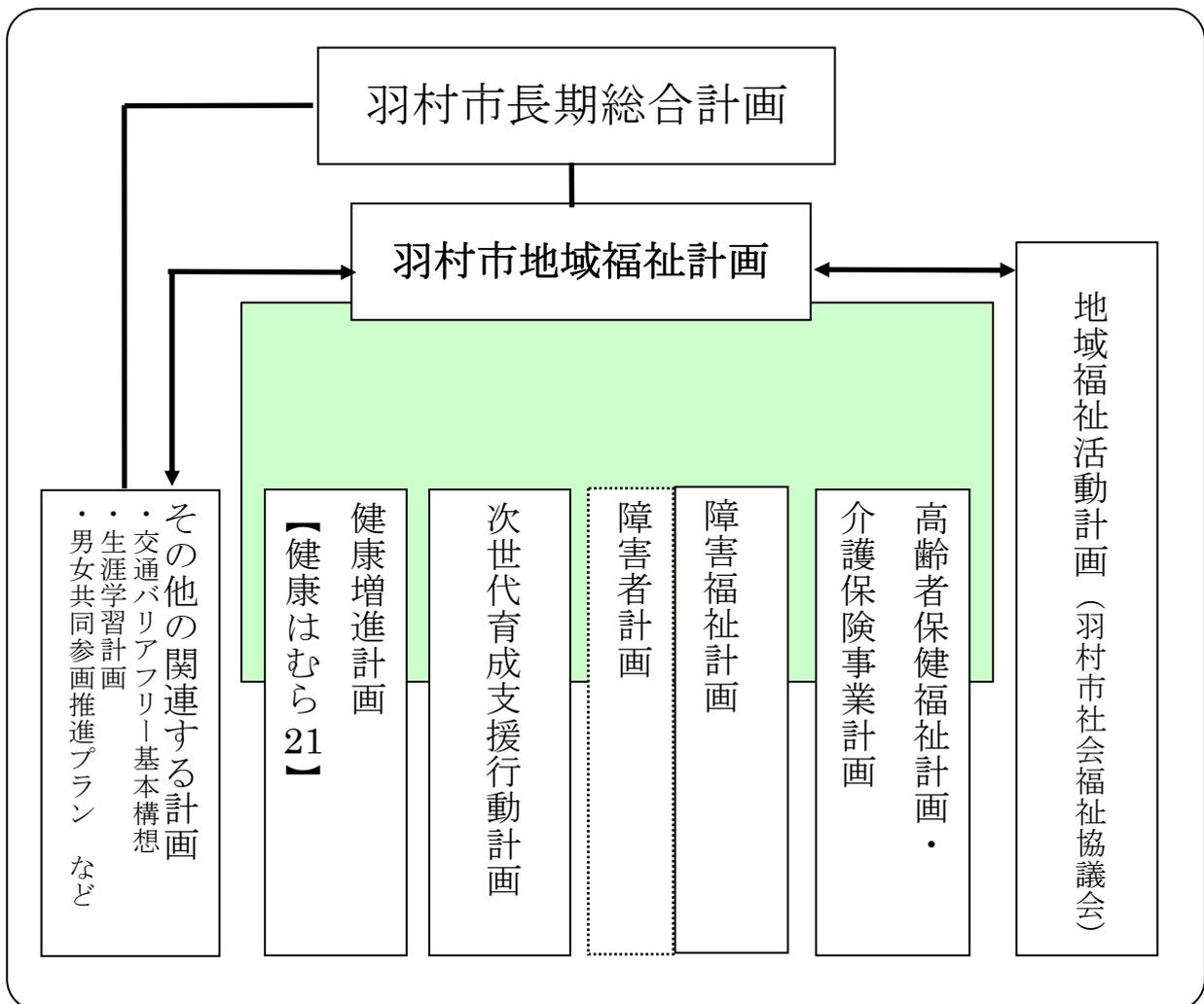
一方、介護保険制度の導入や障害者自立支援法*の施行に見られるように、最近の福祉サービスの利用システムにおいては、従来のように行政が決定する「措置」制度から利用者が主体的にサービスや事業者を選択する「契約」制度へ転換してきました。こうしたことから、利用者が適切なサービス事業者を選択するための環境整備や、サービス供給量の増加とサービスの質とのバランスなど、利用者が安心して適切なサービスを受けられるしくみの強化が求められています。

さらに、最近における防災意識の高まり、犯罪や治安への不安、地域活性化の要請などからソーシャル・キャピタル*という概念が注目されています。それは人々の強い信頼関係、相互扶助の慣行、密度の高い人的ネットワークといった、人々の協力関係を促進し、社会を円滑・効率的に機能させる諸要素の集合体を意味しています。

こうした、人と人との信頼関係や地域の絆の再構築などの視点を踏まえ、安心して暮らし続けられる地域を創っていくためには、市民相互の連帯による福祉社会の創造が重要であり、市民、行政、事業者、関係団体等が連携した“地域で支えあう福祉のまちづくり”が欠かせません。このようなことから、羽村市の地域福祉を推進していくため、「第三次羽村市地域福祉計画」を答申するものです。

2 計画の位置づけ

- ◆ 本計画は、社会福祉法第 107 条*に規定されている「市町村地域福祉計画」として策定します。
- ◆ 『羽村市長期総合計画』の下位計画として策定します。
- ◆ 福祉および関連各分野の計画を包含した「共通する理念」や「福祉施策全体に共通する目標」を掲げ、**地域福祉の推進に重点を置いた計画**として位置づけます。
- ◆ 羽村市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。
- ◆ 国及び東京都がそれぞれ策定した関連の計画や市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

第三次羽村市地域福祉計画の計画期間は、平成 20 年度（2008 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化などにより必要が生じれば、見直しを行うこととします。

平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)
計 画 期 間				

4 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、幅広く意見を取り入れて計画に反映させるため、公共的な団体や福祉関係団体の代表者・知識経験者をはじめ、公募による市民の代表を含む 20 名の委員で構成された「羽村市地域福祉計画審議会」を平成 19 年 2 月 23 日に設置しました。その後、約 1 年にわたり計 8 回の審議を重ねてきました。

また、本計画の策定に先立ち、市では、20 歳以上の市民 1,000 人を対象に、地域福祉を推進するための意見や意識、要望を把握する目的でアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としました。